

春秋会 2022年度 3月総会 プログラム

2023年3月27日(月) 大阪弁護士会館 1001号会議室

総会 18:00~19:30

司会 副幹事長 松井淑子

- 1 開会挨拶 幹事長 飯島奈絵
- 2 春秋会 物故者を偲び黙祷 副幹事長 松井淑子
- 3 議決事項
 - (1) 次年度幹事(副幹事長、全期幹事及び各期幹事)の選任決議 幹事長 飯島奈絵
 - (2) 次年度選考委員の選任決議 幹事長 飯島奈絵
 - (3) 春秋会会則の改正 幹事長 飯島奈絵
 - ア 質疑応答、意見
 - イ 決議
- 4 法曹在職40年会員(34期)顕彰 7名(敬称略,五十音順)
青本悦男 岩永恵子 梅田章二 中井康之
宮崎裕二 宮崎陽子 村松昭夫
- 5 大阪弁護士会理事者挨拶・会務報告 副会長 黒田 愛
- 6 活動報告
 - (1) 2022年度活動報告 幹事長 飯島奈絵
 - (2) 各委員会活動報告
 - ア 選考委員会 委員長 飯島奈絵
 - イ 政策委員会 委員長 中島宏治
 - ウ 研修委員会 委員長 西念京祐
 - エ 広報委員会 委員長 堀川智子
 - オ 親睦委員会 委員長 宮下泰彦
 - カ 若手会 世話役代表 堀 智弘
 - (3) 会計報告 副幹事長 渡部真樹子
 - (4) 報告事項に関する質疑応答
- 7 2022年度執行部退任挨拶、2023年度執行部就任挨拶
- 8 閉会挨拶 副幹事長 松井淑子

※ 懇親会 大阪弁護士会館 1002号会議室 ※

春秋会会則中一部改正の件

第1 決議を求める事項

春秋会会則中の一部を別紙新旧対照表の通り、改正する。

第2 提案理由**1. 総会へオンライン会議方式を利用して出席した会員の議決権行使を認める規定の新設（第4条5項，同6項）**

春秋会では、幹事会、総会ともリアル会場に加え、オンライン会議方式を利用した開催（ハイブリッド開催）がされている。

現行規定のもと、幹事会にオンライン会議を利用した方法で出席した者（以下「オンライン参加者」という。）の議決権行使は認められている。

同様に、総会のオンライン参加者の議決権行使も、現行規定のまま認める余地もある。しかしながら、総会は幹事会と異なるとする考え方もあり、現在、総会のオンライン参加者の議決権行使を認めることは控えられ、総会のオンライン参加者は傍聴にとどまる。

オンライン参加者の議決権行使を認めることは、事務局が遠方の会員、家庭責任があり夕方の会合への出席が困難な会員等の議決権行使を可能とする。

他方、諸事情から、議決権行使をリアル会場出席者にとどめることが相当な場合もありうる。

そこで、総会についても、オンライン参加者の議決権行使が認められることを、第4条5項本文を新設して明らかにするとともに、諸事情から議決権行使をリアル会場出席者にとどめることが相当な場合のため、同項但書にて、幹事会は別途決議できるものとする。

2. 総会の委任状を電磁的方法により提供することを認める規定の新設（第4条7項但書、同8項）

春秋会の幹事会・総会の委任状は、幹事長が招集通知に添付した委任状用紙をプリントアウトし、必要事項を記載し、記名押印のうえ、ファックス送信ないし電子メール添付で提出する方式を取ってきた。

しかしながら、委任状の提出をオンラインフォームで提出できる形式とすると提出作業の効率化が図れる上、集計作業が大幅に効率化される。

幹事会の委任状は、2022年12月総会、2023年1月幹事会における議論・決議をもって、2023年2月からオンラインフォームで提出できることとなった。

総会の委任状のオンラインフォームでの提出も、幹事会の委任状と同様、認める余地もある。しかしながら、総会は幹事会と異なるとする考え方もある。諸事情から、委任状を記名押印のあるものに限定することが相当な場合もありうる。

そこで、総会の委任状についてもオンラインフォームでの提出を認めるべく、第4条7項

但書、同8項本文を新設すると共に、諸事情から記名押印のある委任状に限ることが相当な場合のため、第4条8項但書にて幹事会は別途決議できるものとする。

電磁的方法とは、一般的に電子計算機（パソコン）を使用した方法（電子メール、ホームページの意見欄等への書き込み、磁気ディスク、光ディスク等に記録して送付する方法）を指し、ファックスは含まない、

3. 幹事会へオンライン会議方式を利用して出席した幹事の議決権行使を認める規定の新設（第6条5項）

現行規定のもと、幹事会ではオンライン参加者の議決権行使が認められているが、今般、総会のオンライン参加者の議決権行使を認める明文規定を新設するため、平仄を併せるべく、幹事会についても、オンライン参加者の議決権行使を認める第6条5項を新設する。

4. 幹事会の委任状を電磁的方法により提供することを認める規定の新設（第6条6項但書、同7項）

幹事会の委任状は2022年12月総会、2023年1月幹事会での議論を経て、2023年2月からオンラインフォームにて提出できる形式となったが、今般、総会の委任状のオンラインフォームにて提出することを認める明文規定を新設するため、平仄を併せるべく、幹事会についても委任状をオンラインフォームにて提出することを認める第6条但書、同7項を新設する。

春秋会会則中一部改正案新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第3条（略）</p> <p>（総会）</p> <p>第4条</p> <p>1項から4項（略）</p> <p><u>5 会員は、総会の議事と映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「通信システム」という。）により、総会の審議、討論及び採決に加わること（以下「出席」という。）ができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。</u></p> <p><u>6 総会の議長は、幹事長又は幹事長が指名した者があたる。</u></p> <p><u>7 会員は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、幹事会は、決議により、本項により代理人となりうる会員から、第4条5項により出席する会員を除くことができる。</u></p> <p><u>8 会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電子的方法、磁気的方法その他、人の知覚によっては認識できない方法で、電子計算機による情報処理の用に供される方法（以下「電磁的方法」という。）、またはファックスにより提出することができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。</u></p>	<p>第1条から第3条（略）</p> <p>（総会）</p> <p>第4条</p> <p>1項から4項（略）</p> <p>（5項新設）</p> <p>5 総会の議長は、幹事長又は幹事長が指名した者があたる。</p> <p>6 会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>（但書新設）</p> <p>（8項新設）</p>

<p><u>9</u> 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。</p> <p><u>10</u> 総会は、次に掲げる事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会則の変更 2) 会員の除名 3) 解散 4) 規則の制定及びその変更 5) 幹事の選任 6) 会費の額の変更 7) 決算の承認 8) 大阪弁護士会の会長及び副会長の候補者の推薦 9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項 <p><u>11</u> 総会の議事は議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> <p>(幹事) 第5条(略) (幹事会) 第6条 1項から4項(略) 5 幹事長が認めた場合、<u>幹事は、通信システムにより、幹事会に出席することができる。</u></p> <p><u>6</u> 幹事は、他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。<u>この場合において、当該幹事は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、幹事長は、本項により代理人となりうる会員から、第5条5項により出席する会員を除くことができる。</u></p>	<p>7 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。</p> <p>8 総会は、次に掲げる事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 会則の変更 2) 会員の除名 3) 解散 4) 規則の制定及びその変更 5) 幹事の選任 6) 会費の額の変更 7) 決算の承認 8) 大阪弁護士会の会長及び副会長の候補者の推薦 9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項 <p>9 総会の議事は議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> <p>(幹事) 第5条(略) (幹事会) 第6条 1項から4項(略) (5項新設)</p> <p>5 幹事は、他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。</p>
--	--

<p><u>7</u> 幹事長が認めた場合、幹事は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法、またはファックスにより提供することができる。</p> <p><u>8</u> 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、その過半数をもってする。</p> <p><u>9</u> 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条<u>10</u>項（総会決議事項）及び第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 総会の開催 2) 次年度幹事長の推薦 3) 細則の制定及び変更 4) 予算の承認 5) 特別委員会の設置 6) 新入会員入会の承認 7) 会費の免除 8) 大阪弁護士会の役職のうち、会長・副会長以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託 9) 総会の決議又は規則により幹事会が決定すべきこととされた事項 10) 総会決議の付託 11) その他の重要な会務に関する事項 <p><u>10</u> 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。</p> <p><u>11</u> 幹事会の議事は、議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> <p>（幹事長及び副幹事長）</p> <p>第7条 幹事長は、当会を代表し、総会及び幹事会の決議に従って会務を執行する。</p>	<p>（7項新設）</p> <p>6 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、その過半数をもってする。</p> <p>7 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条8項（総会決議事項）及び第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 総会の開催 2) 次年度幹事長の推薦 3) 細則の制定及び変更 4) 予算の承認 5) 特別委員会の設置 6) 新入会員入会の承認 7) 会費の免除 8) 大阪弁護士会の役職のうち、会長・副会長以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託 9) 総会の決議又は規則により幹事会が決定すべきこととされた事項 10) 総会決議の付託 11) その他の重要な会務に関する事項 <p>8 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。</p> <p>9 幹事会の議事は、議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。</p> <p>（幹事長及び副幹事長）</p> <p>第7条 幹事長は、当会を代表し、総会及び幹事会の決議に従って会務を執行する。</p>
---	--

<p>2 前項のほか、幹事長は、第4条10項、第6条9項及び第8条2項の各事項を除く会務を決定し、執行する。 (以下、省略)</p>	<p>2 前項のほか、幹事長は、第4条8項、第6条7項及び第8条2項の各事項を除く会務を決定し、執行する。 (以下、省略)</p>
--	---

2023年度 幹事

修習期	氏名	
~20	小林保夫	
21~23	三上孝孜	
24~26	中川泰夫	
27~29	齋藤浩	
30~32	福本富男	
33	森下弘	
34	岩永恵子	
35、36	福田健次	
37	石井教文	
38	飯田和宏	
39	濱岡峰也	
40	西 晃	
41	田中厚	
41	巽昌章	
42	村田浩治	
43	中紀人	
44	松本康之	
45	藤木敏之	
46	長尾博史	
47	眞継寛子	
48	河原誠	

修習期	氏名	
49	木村重夫	
49	佐藤吉浩	
50	上田純	
51	加藤知徳	
52	増田広充	
53	藤田さえ子	
54	原啓一郎	
55	清水伸賢	
55	國本依伸	
56	尾形信一	
57	宮本剛	
57	向井啓介	
58	熊谷卓也	
59	間野泰治	
60	高田真司	
60	高橋昌子	
60	高橋礼雄	
61	下迫田浩司	
61	忠政貴之	

修習期	氏名	
62	藤原正人	
62	藤原航	
62	星野順子	
63	岩佐賢次	
63	植木和彦	
64	佐々木正博	
64	小西基皓	
65	吉村友香	
65	柏木理沙	
66	飯田亮真	
66	柳知幸	
67	柳本哲亨	
67	稗田隆史	
68	富田真平	
68	前野陽平	
69	別所大輝	
69	西川裕也	
70	松本実華	
71	西川翔大	
71	船越智晴	

修習期	氏名	
72	湯浅彩香	
72	満村和樹	
73	垣岡彩英	
73	加門亜弥	
74	森枉樹	
75	垣内浩宣	
75	片桐誠二郎	
全	松井淑子	
全	松尾洋輔	
全	今井力	
全	西田敦	
全	安原邦博	
全	濱田雄久	
全	村瀬謙一	
全	奥野祐希	
幹事長	岩本朗	
副幹事長	西祐亮	
副幹事長	中原大雄	
副幹事長	枝川直美	
副幹事長	足立啓成	
副幹事長	溝上絢子	
副幹事長	由良尚文	

2023年度 選考委員

期	氏名
21	大川 真郎
24	松森 彬
25	金子 武嗣
28	石田 法子
30	関根 幹雄
34	宮崎 裕二
36	福田 健次
39	木村 圭二郎
41	平野 惠稔
44	井上 洋子
45	坂本 団
46	島尾 恵理
48	村瀬 謙一
50	有村 とく子
50	中島 宏治
55	大前 治
56	植村 弘樹
57	向井 啓介
58	唐崎 浩司
58	山口 昌之
60	広瀬 元太郎
61	東 尚吾
61	荒木 晋之介
61	川崎 拓也
63	植木 和彦
65	檜山 智志
65	片山 直弥
66	飯田 亮真
66	馬越 俊佑
67	奥野 祐希
69	阿武 修平
69	池田 健人
70	稲生 貴子
72	岩崎 翔太
72	川村 遼平
73	青木 克也

令和 5 年 3 月 2 7 日

会 務 報 告

文責：副会長 黒田愛

今年度のスローガン

「悩まんと 頼りにしてや弁護士を“ひとりやない”」

大阪弁護士会

■ 会長声明（令和 4 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 26 日）

- 4/20 改正少年法における特定少年の実名などの公表及び報道に関する会長声明
- 5/2 改正少年法における特定少年の「推知報道」を受けての会長声明
- 5/10 改正刑事訴訟法 3 年後見直しにあたって、全事件・取調べ全課程の録音・録画制度と取り調べへの弁護人立会いの実現を求める会長声明
- 5/18 「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立についての会長声明
- 6/7 司法の職責を果たした熊本地裁判決を高く評価し、国に対して恣意的な生活保護基準の引下げの見直しを求める会長声明
- 6/10 在外国民の国民審査を認めていない国民審査法を違憲とした最高裁大法廷判決についての会長声明
- 6/22 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明
- 6/22 「大崎事件」の再審請求棄却決定に抗議する会長声明
- 7/08 物価高騰で国民が生活危機に直面している今、国に対し、東京地裁判決を真摯に受け止め、生活保護基準の引下げの見直しを求める会長声明
- 7/26 特定商取引法等の書面交付義務の電子化に関する政省令の在り方についての意見書
- 7/27 死刑執行に強く抗議し、死刑制度の廃止を求める会長声明
- 8/4 改めてカジノ解禁に反対するとともに特定複合観光施設区域整備計画認定手続において公正かつ厳格な審査を求める会長声明
- 8/18 法律事務所への捜索などについての損害賠償請求事件に対する会長声明
- 9/7 「谷間世代」への一律給付実現を求める会長声明
- 9/7 安倍元首相の国葬に際して、市民に対し弔意が強制等されることがないように厳に要請する会長声明
- 10/9 「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT 化関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見書
- 12/9 誰もが安心して学び暮らせる社会を実現するためヘイトスピーチ及びヘイトクライムへの対策推進を求める会長声明
- 12/19 特定商取引法 2016 年(平成 28 年)改正における見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書
- 1/11 司法面接的手法による記録媒体の証拠能力に関する法制審議会刑事法（性犯罪）部会事務局試案についての会長声明
- 1/17 外国籍会員の調停委員への任命上申の拒絶、司法委員の選任拒否に強く抗議し、調停委員・司法委員の任命にあたり国籍を問わないことを求める会長声明
- 2/1 出入国管理及び難民認定法改定案再提出に反対する会長声明
- 2/16 「家族法制の見直しに関する中間試案」に対する意見書



- 2/27 「日野町事件」の即時抗告棄却・再審開始維持決定に関し、検察官に 特別抗告しないことを求める会長声明
- 3/9 「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」、 「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の成立に関する会長声明
- 3/9 「反撃能力」の保有に反対する会長声明
- 3/13 「袴田事件」の即時抗告棄却・再審開始維持決定に対する会長声明
- 3/17 「担保法制の見直しに関する中間試案」に対する意見書

■ 主なイベント

定期的に役員が参加して開催されたもの

- 1. 司法記者クラブとの懇親会
- 2. 大阪弁護士協同組合執行部との懇談会
- 3. 新人グループ別交流会（春・秋）

政治団体・経済団体との懇談会

- 4. 6/27 日本弁護士政治連盟大阪支部との懇談会
- 5. 9/12 2022 年度参議院選挙当選祝賀会（弁政連大阪支部）
- 6. 9/13 公明党との政策懇談会
- 7. 9/28 立憲民主党との政策懇談会
- 8. 11/7 経営法友会との懇談会
- 9. 11/14 大阪維新の会との政策懇談会
- 10. 11/2 日本公認会計士協会近畿会との懇談会

海外法曹との交流

- 11. 6/15 シンガポール弁護士会元会長来訪（大阪）
- 12. 8/23 ソウル地方弁護士会訪問・交流会（ソウル）
- 13. 12/9 韓国イルサン地方弁護士会来訪（大阪）
- 14. 22/14 ニューヨーク州法曹協会来訪（大阪）
- 15. 2/28 全米法曹協会来訪（大阪）
- 16. 3/29 上海律師会来訪（大阪、予定）

その他

- 17. 4/20 役員就任披露会（2F+オンライン）
- 18. 5/2 74 期新入会員入会式ガイダンス・委員会説明会
- 19. 5/14 憲法習慣記念行事（2F+オンライン）
- 20. 6/14 大阪弁護士会前年度役員に対する感謝状贈呈式
- 21. 6/14 大阪弁護士会定期総会
- 22. 6/25 五会会議をオンラインで開催（東京三会、愛知、大阪）
- 23. 8/5 東京弁護士会広報（大阪）
- 24. 9/17 谷間世代への一律給付を求める全国リレー集会（大阪）
- 25. 10/9 大運動会（万博記念公園）
- 26. ?～10/31 マスコットキャラクターデザイン募集
- 27. 11/1～12/19 18 歳川柳募集
- 28. 11/3 MBS ラジオ秋祭り 長居公園
- 29. 11/30～1/13 ECO アイデア大賞 ①会館運営・会務についてのアイデア部門、②事務所における実践報告部門

- 30. 12/10 三会交流会（福岡、広島、大阪）
- 31. 12/26 75期新入会員入会式ガイダンス・委員会説明会
- 32. 1/5 先進者顕彰会・新年祝賀会（2F）
- 33. 2/4 人権フェスタ
- 34. 2/11 五会会議（熱海）
- 35. 3/6 マスコットキャラクター発表「リーガリユール」

★

定期総会 6月14日(火)

- 第1号議案 令和3年度決算承認の件 可決
- 第2号議案・第3号議案 令和4年度事業計画及び収支予算を定める件・令和5年度暫定終始予算を定める件 可決
- 第4号議案 大阪弁護士会議事規程（会則第40号）中一部改正の件 可決
- 第5号議案 大阪弁護士会法律相談等用名簿に関する規程（会期第62号）中一部改正の件 可決
- 第6号議案 大阪住宅紛争審査会規程（会期第35号）中一部改正の件 可決
- 第7号議案 懲戒委員会委員及び同予備委員選任並びに綱紀委員会委員及び同予備委員選任の件 可決

臨時総会 10月6日(木)

- 第8号議案 大阪住宅紛争審査規程（会期第35号）中一部改正の件 可決
- 第9号議案～第15号議案
弁護士・外国法事務弁護士協同法人制度創設に伴う会則・会期整備の件 可決

臨時総会 3月7日(火)

- 第16号議案 大阪弁護士会会則中一部改正の件（会長及び副会長の選任における男女共同参画推進特別措置関係）可決
- 第17号議案 大阪弁護士会各種会費規程（会期第20号）中一部改正の件（若手会員の一般会費の減額措置を登録2年目までから、登録5年目までとする）可決
- 第18号議案 附帯決議（施行後5年経過時に見直す） 可決
- 第19号議案・第20号議案
綱紀委員会委員及び同予備委員選任の件 可決
大阪弁護士会綱紀調査手続規程（会期第44号）中一部改正の件（会長及び副会長の選任における男女共同参画推進特別措置関係）可決
- 第21号議案 えん罪被害者の速やかな救済実現のための再審法改正を求める決議の件 可決

近弁連

- 11/25 第32回近畿弁護士連合会人権擁護大会（大津）
 - シンポジウム（第一）日本学術会議会員任命拒否問題から見る行政と「法の支配」
 - シンポジウム（第二）「日本の死刑制度はどうなっているのか？～正しい情報に基づいたオープンな議論を～」

日弁連

- イベント

- 6/10 日弁連定期総会
- 9/29・30 人権大会（旭川）
- 3/3 日弁連臨時総会（法律扶助・FATF 規定規則改正・再審法改正）

■ 会長声明・談話、意見書など

意見書等（直近のものから遡ります）

- 3/20 「袴田事件」再審開始決定についての会長談話
- 3/16 司法面接的手法による記録媒体の証拠能力に関する刑事訴訟法改正案についての意見書
- 3/16 「金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告」に関する意見書
- 3/16 持続可能な都市を実現するための高経年マンション再生に関する意見書
- 3/16 担保法制の見直しに関する中間試案に対する意見書
- 3/13 「袴田事件」再審開始支持決定を評価し、検察官特別抗告の断念を求める会長声明
- 3/11 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から12年を迎え、「人間の復興」の実践と被災者支援を継続する会長談話
- 3/9 出入国管理及び難民認定法改正案に反対する会長声明
- 3/9 名古屋刑務所における精神障害者に対する処遇人権救済申立事件（勧告・要望）
- 3/3 【臨時総会】民事法律扶助における利用者負担の見直し、民事法律扶助の対象事件の拡大及び持続可能な制度のためにその担い手たる弁護士の報酬の適正化を求める決議
- 3/3 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案についての会長声明
- 3/3 GX実現に向けた基本方針及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案についての会長声明
- 2/28 政府の「日本学術会議の在り方についての方針」に反対する会長声明
- 2/28 指紋等のデータベースからの削除を求める人権救済申立事件（勧告）
- 2/28 「日野町事件」即時抗告棄却・再審開始維持決定についての会長声明
- 2/24 拘置支所の廃止等に関する要望書
- 2/17 刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書
- 2/16 雇用保険の抜本的な拡充を求める意見書
- 2/16 精神保健福祉制度の抜本的改革を求める意見書～強制入院廃止に向けた短期工程の提言～
- 2/16 第四次日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画
- 2/16 「家族法制の見直しに関する中間試案」に対する意見書
- 2/16 性的少数者に対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚法制化を求める会長声明
- 2/9 新たな生活保護基準の検証手法の開発等と特異な物価上昇率を考慮した生活保護基準の改定を求める会長声明
- 2/9 国連人権理事会における日本に対する第4回普遍的定期的審査の勧告に関する会長声明
- 1/30 「小石川事件」再審請求特別抗告申立棄却決定に対する会長声明
- 1/27 令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関する意見書
- 1/27 衆議院選挙定数配分に関する最高裁判所大法廷判決についての会長声明
- 1/20 「包括的性教育」の実施とセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツを保障する包括的

- な法律の制定及び制度の創設を求める意見書
- 1/18 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方（案）」に対する意見書
- 1/18 産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書「商標を活用したブランド戦略展開に向けた商標制度の見直しについて（案）」に対する意見書
- 1/12 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案に対する意見書
- 1/12 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定案）に対する意見
- 1/11 死刑制度の廃止を求める要請書
- 12/26 国籍法第3条第3項の新設に当たり、子の人権に最大限配慮した運用及び国籍制度全体の見直しを求める会長声明
- 12/23 特定商取引法等の書面交付義務の電子化等に関する政省令案についての意見募集に対する意見書 / 留置施設とりわけ保護室内での死亡事案についての会長声明
- 12/21 名古屋刑務所刑務官による受刑者暴行事件に関する会長声明
- 12/16 「敵基地攻撃能力」ないし「反撃能力」の保有に反対する意見書
- 12/15 不当景品類及び不当表示防止法の更なる改正等を求める意見書
- 12/14 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律等の成立に関する会長談話
- 12/8 住居確保給付金の支給要件を抜本的に緩和し、より普遍的な住宅手当制度に発展させることを求める会長声明
- 12/2 靈感商法等の被害の救済及び防止についての実効性ある法整備を求める会長声明
- 11/24 横浜地方裁判所判決を踏まえ、恣意的な生活保護基準引下げの見直しを求める会長声明
- 1/18 メガソーラー及び大規模風力発電所の建設に伴う、災害の発生、自然環境と景観破壊及び生活環境への被害を防止するために、法改正等と条例による対応を求める意見書
- 1/18 国政選挙における選挙供託金制度について、供託金額の大幅減額又は制度の廃止を含めた抜本の見直しを求める意見書
- 1/18 高齢者及び障害者虐待に係る通報をした者の保護の徹底を求める意見書
- 11/15 「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」に対する意見書
死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言
- 11/9 精神保健福祉法改正案の見直しを求める会長声明
- 11/9 国際人権（自由権）規約委員会の総括所見に対する会長声明
- 11/7 裁判員年齢引下げに当たっての会長談話
- 11/2 会社法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見書
- 11/2 少年事件記録の適正な保存を求める会長声明
- 11/2 労働基準法施行規則の一部を改正する省令案（資金移動業者の口座への貸金の支払の解禁）についての会長声明
- 10/24 名古屋城天守閣にエレベーターの設置を求める人権救済申立事件（要望）
- 10/19 厚生労働省「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書の身体的拘束要件の見直しに対する意見書
- 10/19 裁量労働制実態調査の結果を踏まえ、規制強化も含む裁量労働制の見直しを求める意見書

- 10/18 生活保護世帯の子どもの大学等進学を認めることを求める会長声明
- 10/18 独立公文書管理監報告書に関する会長声明
- 10/18 「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の見直しに関する中間試案」に対する意見書
- 10/17 靈感商法等の被害の救済及び防止に向けての会長談話
- 10/6 特例貸付の償還免除範囲の抜本的拡大と支援体制の整備を求める会長声明
- 9/30 高レベル放射性廃棄物の地層処分方針を見直し、将来世代に対し責任を持てる持続可能な社会の実現を求める決議
- 9/30 デジタル社会において人間の自律性と民主主義を守るため、自己情報コントロール権を確保したデジタル社会の制度設計を求める決議
- 9/30 旧優生保護法下において実施された優生手術等に関する全面的な被害回復の措置を求める決議
- 9/30 アイヌ民族の権利の保障を求める決議
- 9/27 「マイナ保険証」取得の事実上の強制に反対する会長声明
- 9/16 慰謝料額算定の適正化を求める立法提言
- 9/16 違法収益移転制度の創設を求める立法提言
- 9/15 出入国在留・難民法分野における喫緊の課題解決のための制度改正提言 ～あるべき難民、非正規滞在者の正規化、送還・収容に係る法制度～
- 9/14 中小企業庁長官と日弁連会長との対談概要報告を掲載しました
- 9/8 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン及び同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則の利用のために、直ちに母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正を求める会長声明
- 9/6 令和4年司法試験最終合格発表に関する会長談話
- 8/29 靈感商法及びその他反社会的な宗教的活動による被害実態の把握と被害者救済についての会長声明
- 8/25 破産者情報を拡散するウェブサイトによる個人の権利利益の侵害を防ぐため、抜本的な対策をとることを国に求める会長声明
- 8/25 特定複合観光施設区域整備計画認定手続において公正かつ厳格な審査を求めるとともに改めてカジノ解禁に反対する会長声明
- 8/19 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの利用のために災害弔慰金の支給等に関する法律の改正を求める意見書
- 8/18 旅館業法上の宿泊拒否制限の緩和に反対する会長声明
- 8/18 日米地位協定の改定とこれを運用する制度の改善を求める意見書
- 8/3 法律事務所への捜索についての判決に関する会長談話
- 7/26 死刑執行に対し強く抗議し、直ちに全ての死刑執行を停止して、死刑制度を廃止する立法措置を早急に講じることを求める会長声明
- 7/25 経済安全保障法について政府に対して、法の実施過程において説明責任を尽くし慎重な運用を求める会長談話
- 7/15 早期開示命令制度新設の立法提案

- 7/14 宅地造成及び特定盛土等規制法についての意見書
- 7/14 特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書
- 7/14 核兵器の不拡散に関する条約（NPT）再検討会議において、核兵器のない世界に向けて、締約国に具体的かつ効果的な提案を行うことを求める会長声明
- 7/14 福島原発事故損害賠償請求訴訟における最高裁判所の裁判を受け、国及び原子力損害賠償紛争審査会に対し、原子力損害の実態に関する十分な調査、評価及び迅速な結果の公表並びにそれらを踏まえた中間指針等の改定を行い、被害回復に向けた具体的対応に取り組むことを改めて求める会長談話
- 7/8 安倍元内閣総理大臣に対する銃撃事件に関する会長声明
- 7/10 東京地方裁判所判決を受け、改めて恣意的な生活保護基準引下げの見直しを求める会長声明
- 6/29 若年者への消費者教育の実践・定着に向けた消費者庁との連携強化について
- 6/29 こども基本法及びこども家庭庁設置法の成立に関する会長声明
- 6/22 「大崎事件」再審請求棄却決定に関する会長声明
- 6/17 精神障害者を含む障害者の移動と社会参加への支援としての交通料金等の割引制度に関する意見書
- 6/17 裁判員が主体的、実質的に参加できる裁判員制度にするための意見書
- 6/16 「戸籍法等の改正に関する中間試案」に対する意見書
- 6/16 アフィリエイト広告に関する景品表示法及び特定商取引法における対策を求める意見書
- 6/15 侮辱罪の法定刑の引上げに関する会長談話
- 6/15 改めて恣意的な生活保護基準引下げの見直しを求める会長声明
- 6/8 経済財政運営と改革の基本方針2022の閣議決定を受け、民事法律扶助の一層の充実・強化を求める会長談話
- 6/7 泊原発運転差止訴訟札幌地裁判決に対する会長声明
- 6/7 「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の立上げに関する会長談話
- 6/1 ウクライナ退避者保護を名目とする政府による入管法改正案の再提出に反対する会長声明
- 6/1 在外日本国民の国民審査に関する最高裁判決についての会長声明
- 5/26 被疑者に対する社会内処遇制度案に関する会長声明
- 5/26 拘禁刑等に関する刑法等改正案に対する会長声明
- 5/26 核兵器禁止条約第1回締約国会議開催に当たり、日本政府に対し、核兵器禁止条約に早期に署名・批准することを求める会長声明
- 5/20 定款認証制度に関する意見書
- 5/20 民事訴訟法等の一部を改正する法律の成立についての会長声明
- 5/15 沖縄の本土復帰50年に当たっての会長談話
- 5/10 医療事故調査制度の改善を求める意見書
- 5/10 特殊詐欺を典型とする組織犯罪の被害回復に資するために刑事事件記録の閲覧・謄写制度を拡充することを求める意見書
- 5/9 特定商取引法等の書面交付義務の電子化に関する政省令の在り方についての意見書

- 5/9 こども施策の新たな推進体制等に関する会長声明
- 5/3 憲法記念日を迎えるに当たっての会長談話
- 5/2 憲法改正による緊急事態条項の創設及び衆議院議員の任期延長に反対する会長声明
- 4/22 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告（案）」、「限定提供データに関する指針（改訂案）」及び「秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）」に対する意見募集に対する意見書
- 4/15 技能実習制度の廃止と特定技能制度の改革に関する意見書
- 4/14 2022 年度会務執行方針
- 4/13 低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために、最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明
- 4/13 「姫路郵便局強盗事件」差戻し審・特別抗告棄却決定に対する会長声明
- 4/12 「小石川事件」再審請求即時抗告申立棄却決定に対する会長声明
- 4/5 「消費者基本計画工程表改定素案」についての意見書
- 4/1 成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止のための実効性ある施策を緊急に実現することを求める会長声明

以上

春秋会政策委員会活動報告（3月総会）

政策委員長 中 島 宏 治

1 日弁連・情報セキュリティ規程案勉強会

- ・日程：5月12日（木）12：00～13：00
- ・会場：オンラインのみ
- ・参加者：約20名
- ・企画内容と報告

6月の日弁連総会において、「情報セキュリティ規程案」が上程される情勢のもと、どのような内容なのか、どのような問題があるのかを勉強しよう、という企画でした。

概ね、情報セキュリティ規程が重要であることは認めるが、問題は関心がない会員や対応が難しそうな会員をどうフォローするかが必要であるとの意見が相次ぎました。

小規模事務所用のガイドラインやモデル例をもとに、何度も研修することが必要ではないか、研修に参加しない会員対策をどうするか等の具体策が待たれます。

2 第1回政策シンポジウム（10/7）

- ・日程：10月7日（金）18：30～20：30
- ・会場：弁護士会1205会議室（ハイブリッド）
- ・内容：弁護士の人権活動は持続可能か

～「ひまわり」の活動を通して人権活動の可能性を探る～

- ・企画内容

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会（ひまわり）は、1998年に発足して以来、当初は週1回だった電話相談は平日毎日まで増設され、家裁からの成年後見人等の推薦依頼件数は年間約600件に上るなど、活動量が増大するとともに、各市町村に設置の地域包括支援センター等の相談支援機関を対象にした法律相談事業を展開するなど、新たな領域にもその活動を広げてきています。

「ひまわり」の活動を通して、弁護士の活動が新たな領域に広がっていく可能性を探るとともに、人権活動を持続可能な形で維持し、発展させていくうえでの課題について考えるため、本シンポジウムを企画しました。

<パネリスト>

- ◆辻川圭乃さん 委員長・日弁連「罪に問われた障がい者の刑事弁護P T」(※) 座長
- ◆小山操子さん 元委員長・「地域包括支援事業推進P T」座長
- ◆東奈央さん 障害者部会担当副委員長・日弁連「精神障害のある人の強制入院廃止及び尊厳確立実現本部」(※) 事務局
- ◆中西基さん 元委員長・「後見人等推薦P T」座長・法律相談部会担当副委員長
- ◆松尾洋輔さん 元委員長・「ホームロイヤー導入P T」座長

<コーディネーター>

- ◆高江俊名さん 元委員長・日弁連「成年後見制度利用促進法対応P T」(※) 事務局長
(※) 日弁連高齢者障害者権利支援センター内

・参加者：約40名

・振り返り（アンケートより）

- ◆ とても勉強になりました。「ひまわり」の活動領域もこんなに広がっていたのですね。業務としての持続可能性、大事ですし難しいです。頑張りましょう。
- ◆ 高齢者、障がい者の取り組みの拡がりがよくわかりました。地に足をつけた活動がされていることも感じ、改めて敬意を表したいと思います。シンポジウムのねらいは、これらの活動をどう持続可能にするかということだったようですが、司会者も指摘されていたように、時間がなくなりましたね。その点について青木さんが、法律扶助の抜本的改革の必要性について説明されたのは、まとめとして良かったと思います。

ひまわりで拡大されている活動についてそこでの費用の工面も必要でしょうが、日本は、法的な問題を、それぞれの甲斐性の問題だとか欲得や損得の問題と捉え、それぞれが自助努力で片づけるべきという思い込みが政治家、学者などに強いので、やはりそこを変える必要があるように思います。日弁連は決議を考えているようですが、法律扶助の償還制を給付制にすること、弁護士報酬を適正化することが必要だと思います。法務大臣は、今年春の通常国会で、民訴法改正の議論において、委員から給付制にすべきではないかとの質問があった際、当事者が負担するのが日本における国民感情だと思うという趣旨の答弁をしていました。諸外国は、裁判をする権利をはじめ、司法を利用する権利が民衆にはあると古くから考えているようです。

法的な仕事について法律家に費用を支払うのは当然であって、その負担を当事者、

国、保険などにするかという問題としてとらえるのがよいと思います。費用の問題を、弁護士がもらう費用を要求する問題とするのではなく、司法や法的支援を求めることができる国民の権利の問題であるというとらえ方をすべきではないか、と思います。ともかくパネリストの皆様をはじめ今日のシンポジウムを準備された皆様、お疲れさまでした。

- ◆ 弁護士の人権活動の持続可能性は、これからの弁護士の業務を考えて行く上で重要なテーマであると思います。その点、今回は、ひまわりを具体的素材にして、様々な観点から過去および現状の報告と分析をされて、非常に分かりやすく、また貴重な気づきを得ることができたと思います。

辻川先生のジュネーブでの日本審査に行かれた際のお話しは興味深く聞かせていただきました。特に、日本からの NGO から 120 人も参加していたという点は、こういった国際会議に NGO が欠かせない存在となって、政府視点のみで進行させず、市民ネットワークによる複合的な視点で審査するという時代が本格化している実態を垣間見た思いがしました。

パネルディスカッションで、ひまわりの活動の中で、本来は国がしなければならない部分を、弁護士及び弁護士会の負担のもとで行っている部分がなお多いことを改めて確認できました。こういった活動は人権を守るべき国の責務であって、これを持続的に維持していくためには、本来は収支バランスが取れるようにしなければならないところだと思います。このことをより強く訴えていかないとならないと再認識しました。ホームロイヤー制度はこれからの弁護士業務拡大の視点で重要な方向性だと思います。協力を推進していくことが必要だと感じました。

3 若手会費減額問題勉強会（2／22）

- ・日時：2月22日（水）12：00～13：00
- ・会場：オンラインのみ
- ・テーマ：会費減額問題意見交換会
- ・参加者：約16名
- ・振り返り 意見交換の場を設定できたことは良かった。

今後も政策課題についてはオンラインの意見交換会をやった方がいい。

4 第2回政策シンポジウム（3／7）

- ・日程：2023年3月7日（火）18：00～20：00
- ・会場：大阪弁護士会920号室（ハイブリッド）
- ・内容：「弁護団活動のススメ～こんなところが面白い！！」
- ・企画内容

専門性を身に着ける機会は日常業務に忙殺されているとなかなかありません。

弁護団では、ベテランの弁護士から、思いもよらなかったアイデアや法的手段を学べる場でもあります。忙しいのだけど、弁護士としての実力をつけながら人権活動を肌で体感できる貴重な機会となっています。

今回の政策シンポジウムは、このような弁護団活動から人権活動と業務について考えてみたいと思います。

<パネリスト>

- ◆ 脇山美春弁護士：71期（HPVワクチン薬害訴訟弁護団）
- ◆ 和田信也弁護士：62期（生活保護基準引下げ違憲訴訟大阪弁護団）
- ◆ 増田尚弁護士：52期（家賃債務保証委託契約差止請求弁護団）

<コーディネーター>

- ◆ 中島宏治弁護士：50期（原発賠償関西訴訟弁護団・ノーモアミナマタ近畿訴訟弁護団）

- ・参加者：約25名
- ・振り返り（アンケートより）
 - ◆ 弁護団の種類、パネリストの期などのバランスもよく、先生方のお話もコンパクトにわかりやすくお話しいただけてとても聞きやすかったです。勉強になりました。
 - ◆ 弁護団活動の良き伝統は変わってないことがわかった。
 - ◆ 内容はわかりやすく、弁護団活動の意義とやりがい具体的にわかりました。参加して良かったです。
 - ◆ 内容、進行共に有意義な時間を過ごさせてもらいました。貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

以上

2023年3月27日

研修委員会活動報告

研修委員長 西念 京祐

第1 本年度研修（開催済み）

1 第1回研修企画「ウクライナの今、これまで。ロシア市民の思いは？」

- ・2022年5月13日(金)18時@リアル（堂島Lo）とZOOM
- ・講師は アザマト・シャキロフ（ロシア・ウズベキスタン弁護士）
- ・参加者 事前登録139名、当日瞬間最大110名の参加
- ・ウクライナとロシアの歴史的関係、住民の心境、アイデンティティなど、報道だけでは分からないリアルな背景状況を知り、意見交換をすることができた。

2 第2回研修企画『しくじり先生～教育事業撤退の経験から学んだこと～』

- ・2022年7月22日(水)午後6時～8時@リアル（堂島Lo）とZOOM
- ・講師 河野研（公認会計士 河野公認会計士事務所所長）
- ・担当委員は中村弁、腰田弁、有本弁
- ・参加者 約30名
- ・士業がもし副業をしたら？公認会計士として十分な成功を収めておられる河野先生が、「地元の奈良で、老後も続けられる仕事がしたい。」という思いから、幼児教育の教室の経営を始めました。立地、事業の具体的内容、収支の予想など、さすが公認会計士の先生、完璧な計画に見えました。でも??というコンテンツとしての完成度も高い、そして示唆に富んだ、大変ためになるお話でした。

3 第3回研修企画

『「裁判官！当職そこが知りたかったのです。」あれから5年…』

～これを知らずに民事裁判に臨むなんて～

- ・2022年11月7日(月)午後6時30分～8時30分@リアル（弁護士会）とZOOM
- ・講師は、岡口基一裁判官と中村真弁護士
- ・担当委員は、今井弁、中原弁、松浦弁
- ・参加者 リアル100人強、ZOOM509人 懇親会35人
- ・「裁判官！当職そこが聞きたかったのです。」(学陽書房、2017)をベースに、民事裁判の様々な手続場面で裁判官はどんなことを考えているのかをお話し頂き、実務的で大変役に立った。中村弁護士のトークも軽妙でテンポよく話題が展開した。担当委員3名もパネリストとして壇上に上がり、入念な打ち合わせを反映した役割を分担した質問等を行うことにより、理解しやすい企画になったのではないかと。

4 第4回研修企画『ファッション六法全書』

～コロナ禍におけるファッションの変化を踏まえて～

- ・2023年2月13日18時～20時@リアル（阪急メンズ館）とZOOM
- ・講師は、阪急メンズ大阪 パーソナルサービス部
スタイルメイキングクラブ 西ヶ峰充宏氏
- ・担当委員は、中原弁、渡部弁
- ・参加者 リアル10人、ZOOM20人
- ・スーツのデザイン、素材、色調、何と合わせるか、どんな場面か、トレンドはどこに向かっているか、そもそもトレンドはどこで生まれているか等々、着こなしのために抑えるべき基本知識を情熱的に楽しく教えて頂いた。春秋会員2名がモデルとなり、西ヶ峰さんが写真と年齢等の情報だけから提案したコーディネートが二人とも見事にはまっており、格好良く、大いに盛り上がった。
少しずつ視点を変えて、継続企画としていきたい。

第2 研修委員会の開催日

毎月第3木曜日のランチタイム（12時～13時）にZOOMで開催した。

4月15日、5月19日、6月16日、7月21日、8月18日、9月15日、10月20日、11月17日、12月15日、1月19日、2月16日、3月16日

子育て中でも参加しやすいメリット。会議後の懇親会ができない時間帯。

第3 本年度研修委員会の総括

本年度の研修委員会では、Zoomを活用したハイブリッド企画により、これまでにない、おそらく史上最多の研修参加者数を実現できたのではないかと自負しています。もっとも、オンライン開催のノウハウは、飯島幹事長を中心とする堂島法律事務所に大きく頼っておりましたので、次年度以降、頼らずに継続していけるようにノウハウを広げていくことが課題であると思います。

研修委員としてご協力頂いた皆様、一年間、本当にありがとうございました。

以上

2023年3月20日

広報委員会活動報告

広報委員長 堀川 智子

- 1 委員会メンバー 28名 ()内は期 ※ 新たに加
担当副幹事長西原和彦(55)
委員長堀川智子(57)、副委員長広瀬元太郎(60)、
有村とく子(50)、中森俊久(55)、山口昌之(58)、浦寛幸(59)、
柳勝久(61)、山田寛子(65)、金星姫(66)、木場晶子(67)、
田村瞳(67)、板崎遼(67)、吉留慧(68)、高一成(69)、
根本俊太郎(70)、佐久間ひろみ(71)、足立敦史(71)、
村本健司(71)、河野哲平(71)、才木晴幹(72)、中岡さつき(72)、
中西教子(72) ※、久井大輝(73)、山本こずえ(73)、
佐々木崇人(74)、神澤鈴子(74)、秦尚輝(74)

- 2 今年度の活動報告
 - (1) 定例委員会(リアル + ZOOM)月1回、+ 原則懇親会開催
4/8、5/13、6/8、7/13、8/19、9/9、
10/14、11/14、12/9、
1/13、2/10、3/10
 - (2) HP更新・編集
下半期より囑託へ一部権限移譲(会議資料等の掲載について)
 - (3) 会内ニュースレター発行(毎月)
4/1(14頁)、5/10(13頁)、6/1(12頁)、7/5(1
8頁)、8/5(15頁)、9/1(11頁)、10/5(14頁)、
11/7(16頁)、12/2(20頁)、
1/11(20頁)、2/7(13頁)、3/2(24頁)
※ 電子版
※ 春秋会の行事告知・報告のほか、多彩な連載あり!

副会長当選祝賀会・新人歓迎会の報告

親睦委員 横瀬 大輝 (65期)

去る2月20日、副会長当選祝賀会・新人歓迎会を開催いたしました！
当日は合計65名もの先生方にご参加いただき、和気あいあいとした楽しい会になりましたので、当日の様子をご報告します。



会場は、「ザ・ガーデンズオリエンタル大阪」。結婚披露宴にもよく使われる、庭園がとっても素敵なレストランです。

春秋会
ニュースレター
2023.2

今月のニュースレターも豪華なラインナップでお届けします。
皆さまからのご意見・ご感想など、広報委員一同楽しみにしています。

古典芸能よもやま話

～落語について(5)

中村 和洋 (49期)

- 1 法律家と落語
春秋会のニュースレターにふさわしい話題として、弁護士や裁判に關係する落語がないかと、考えてみました。
有名な大岡裁きの「三方一両損」のほか、「佐々木政談」、「天狗裁き」、「常久」など、裁判にまつわる面白い落語はいくつかあります。
弁護士に相当する仕事は、江戸時代は「公事師(くじし)」、明治時代は「代言人」といったそうですが、調べた限りでは、それらを題材にした落語は見当たらず。
私がトラブルに介入するという意味では、桂米朝が振り起こした「算段の平兵衛」という落語があります。
これは、どんなもめ事、厄介ごとでも知恵を働かせてうまくおさめる「算段の平兵衛」という男が主人公。
その平兵衛がお金に困った末に、人を巻き込んで色々画策するのですが、殺人事件を誤魔化したり、お金をだまし取ったりするとても悪い奴。弁護士というよりは、反社の事件屋。
この場に似つかわしくないのも、もっとお気楽な噺として、弁護士に類似する仕事ということから「代書屋」を取り上げます。
- 2 代書屋のあらすじ
代書屋というのは、本人の代理で書類の代筆を行う仕事で、今という司法書士が行政書士。

今月の予定

- ・2/3(金) 広報「阪堺電車貸切」
- ・2/13(月) 18時 スーツ着こなし研修
- ・2/20(月) 19時 副会長当選祝賀会・新人歓迎会(75期)
- ・2/21(火) 12時 幹事会

平壤旅行記2～グルメ編

金星姫 (66期)

今回はグルメ編と題しまして、①玉流館(オンリュグァン)、②万寿橋(マンスギョ) 清涼飲料店の2箇所をお届けします。

1 玉流館: 朝鮮を代表する平壤冷麺の名店

朝鮮で有名な料理といえば、まず思い浮かぶのは平壤冷麺です。そして、平壤冷麺を提供しているレストランの中で最も有名なのは、ここ、玉流館なのです。私達が訪れた日も、当然のようにたくさんの人々が賑わっていました。平壤を流れる大同江のほとりに建っている玉流館はまるで宮殿のような建物です。単に食事をするだけでなく、宴会や披露宴などもできそうな大きなホールもありました。



お茶のお点前をしにモンゴルまで行きましたー前編

小橋るり (51期)



今月の一曲 ～ハレルヤ Hallelujah

青木 佳史 (41期)

「ハレルヤ禁止令」

合衆国のライブハウスなどでは、アマチュアのSSWが歌を披露できる「オープンマイク」という時間帯があるそうですが、あまりに多く歌われるので、「ハレルヤ禁止」の張り紙が出るようになった、という都市伝説が生まれました。生みの親であるレナード・コーエン本人でさえ、あるインタビューで「いい加減、TVや映画でハレルヤを使うはどうかね。もちろん嬉しいよ。でもみんなが歌いすぎだ。」と語っています。

- (4) 会報発行（2020年度より通年電子化）
第107号（秋号）電子版 9/26Release
第108号（春号）電子版 3/27Release（予定）



CONTENTS

- 1 巻頭言
- 春秋会幹事長 飯島 奈絵 -
- 2 会長退任ご挨拶
- 大阪弁護士会会長 福田 健次 -
- 3 副会長退任ご挨拶
- 大阪弁護士会副会長 黒田 愛 -
- 4 新副会長就任ご挨拶
- 大阪弁護士会副会長 高江 俊名 -
- 5 特集I 高江先生、応援します
- 6 執行部退任ご挨拶
- 7 執行部就任ご挨拶
- 8 特集II 「弁護士の人権活動は持続可能か」
- 9 特集III 「アイヌの先住民族としての権利を考える」
- 10 新人紹介
- 11 会員名簿
- 12 編集後記



- △ 会報案内チラシ（一部抜粋） レタケ投函
※ 裁判所・検察庁等ほか希望者には印刷版（簡易版）配布（予定）

- (5) その他活動
- ・委員会活動活性化のための提言 → 委員会活動活性化費等新設
 - ・取材旅行、特集記事執筆
和歌山（2022. 8. 19-）、北海道白老町（2023. 1）



- ・広報主催「阪堺電車貸切パーティ」2023. 2. 3

- ・第74期新入会員会派説明会（協力）
- ・原稿依頼回収、編集校正、記事執筆
- ・委員会ML等にて情報共有、意見交換

3 今後の課題

- ・会派、委員会活動の活性化（引続き）
- ・伝わる広報、双方向性

4 2023年度広報委員会日程（予定）

4/11（火）、5/12（金）、6/16（金）、7/14（金）、
8/18（金）、9/15（金）、10/13（金）、11/10（金）、
12/15（金）、1/12（金）、2/16（金）、3/8（金）

いずれも18時30分ー、@梅ヶ枝中央法律事務所
リアルとZoomのハイブリッド開催

以上

令和 5 年 3 月 総会親睦委員会報告書

令和 5 年 3 月 2 4 日

親睦委員長 宮下泰彦

1 今年度の活動総括

60期が数名、ほか大半が70～74期の若手中心の構成となりました。親睦委員全員が積極的に企画の立案から実施まで関わり、委員が満遍なく委員会活動に参加しました。数回行った委員会の打ち上げ、慰労会にも多く参加いただき、楽しい委員会活動になりました。

親睦企画としては、昨年度実施できませんでした新人歓迎会、新人歓迎旅行を今年度各2回実施するなど、充実した親睦企画が実施できました。

2 73期・74期 新人歓迎会

日 程 令和4年6月7日 19時～21時

場 所 本町レストランミッテ

出席者 62名 うち73期6名・74期15名

3 オリックスビスタルーム観戦

日 程 令和4年8月27日土曜日 14:00プレイボール

カード オリックスー西武

参加者 16名

4 73期・74期 新人歓迎旅行

日 程 令和4年10月28日金曜日・29日土曜日

場 所 金沢
行 程 和倉温泉・兼六園・近江町市場・ひがし茶屋街
旅 館 和倉温泉 加賀屋

5 ワインの夕べ

日 程 令和4年11月22日（火曜日）19時
場 所 リーガロイヤルホテル「リモネ」
参加者 37名

6 副会長当選祝賀会・75期新人歓迎会

日 程 令和5年2月20日（月曜日）19時
場 所 ガーデンオリエンタル大阪
参加者 64名

7 75期新人歓迎旅行

日 程 3月18・19日
場 所 福岡・北九州
旅 程 柳川観光・稚加栄での宴会・屋台巡り
大宰府天満宮・唐戸市場・門司港観光
ホテル ホテル大倉

8 来年度の親睦委員会

来年度は、今期の親睦委員会の大半が残留予定です。
75期の先生も多く参加予定であり、より充実した親睦企画が実施
されることが期待されます。

令和5年3月25日

1 2022年度世話役

堀智弘（代表）、富井和哉、杉野龍太（会計）、阿武修平、池田建人、稲生貴子、河野哲平、田村瞳、西祐輔、別所大樹

2 これまでの世話役会議

4月27日、5月25日、6月13日、7月4日、7月26日、8月22日、9月5日、9月28日、10月19日、11月11日、12月1日、12月22日、1月16日、2月13日、3月2日

※1回目はリアル開催、その後はzoomにて開催

3 これまでの活動

コロナによる自粛要請も一定程度緩和されていることを踏まえ、これまで制限されていたリアルで交流できる企画を積極的に開催した。また、研修や会議などはzoomなどのオンラインツールも積極的に活用して開催した。イベントにおいては、可能な限り屋外や換気の優れた環境での開催を心掛けた。

(1) 追い出しコンパ兼新人歓迎会

日時：7月8日

場所：ホテル日航大阪

参加者：約45名

備考：参加していただいた62～64期にはお花を贈り、参加できなかった方も含め62～64期全員に名入れボールペンを贈呈した。

(2) 破産研修①

日時：7月20日 18:30～

場所：大阪弁護士会会議室＋zoom

講師：浦先生

参加者：約20名

備考：懇親会を開催

(3) ビアパーティ

日時：8月5日(金)

場所：SORASITA アメ村店

参加者：20名程度

備考：ゲームと簡単なプレゼントも用意し、大盛況であった。

(4) 破産研修②（講師 浦先生）＋懇親会

日時：9月28日

場所：大阪弁護士会会議室＋zoom

講師：浦先生

参加者：約 13 名

備考：懇親会を開催

(5) グランピング

日時：11 月 5 日(土)～6 日(日)

場所：ザランタン (The Lantown) 東かがわ | ベッセルおおち

参加者：16 名程度

備考：マイクロバスを借りて香川県へ移動。大自然の中でのバーベキューや、最近話題のモルックというスポーツなどを行い、若手同士の懇親を深めた。

(6) 若手会対抗ゴルフ

日時：11 月 19 日

場所：有馬ロイヤルゴルフクラブ ノーブルコース

参加者：7 名

備考：春秋会からは 7 名が参加。結果は僅差で 2 位となった。

(7) 美食会

日時：12 月 8 日

場所：北新地 鮪 なか川

参加者：14 名

(8) カート大会

日時：3 月 4 日

場所：ISK 大阪舞洲店

参加者：約 15 名

備考：親睦委員会と共同開催。人数枠に余裕があったため、会員の家族や従業員なども参加可能とした。

(9) 追いコン兼新人歓迎会

日時：3 月 13 日

場所：中之島 LOVE CENTRAL

参加者：約 25 名

備考：追いコンの対象となる 6 5 期は参加者がゼロであったため、実質的に新人歓迎会となった。

4 来年度の若手会

来年度は 67 期の安原邦博先生に世話役代表を務めていただきます。今年度は沢山新しいイベントを企画しましたので、その反響等も踏まえて引き継いでいく予定です。

以上

2022年度 予算執行状況 経過報告書

2022年4月7日～2023年3月23日（11ヶ月間）

		予算額	執行状況	執行割合	備考
収入					
	会費	10,000,000	9,610,000	96.10%	※2020年度会員数(672名)、2021年度会員数(668名)、2022年度会員数(677名) ※2023.3.23時点
	特別拠出金	1,500,000	1,530,000	102.00%	※2023.3.23時点
	懇親会会費等収入	0	3,880,900	-	内訳（R4.6.7付け新人歓迎会の会費徴収分269,340円、役員懇労会会費徴収分90,560円、R4.10.28日付新人歓迎会旅行費回収分(1,397,000円+追加回収分178,000円)、R5.2.20付新人歓迎会参加費徴収分348,000円、R5.3.18付新人歓迎会旅行費 回収分1,598,000円)
	選挙予納金戻金	630,000	619,562	98.34%	※選挙予納金が一部還付予定
	その他	0	6,600	-	※マイク利用費過徴収分返還
	収入計	12,130,000	15,647,062	128.99%	
支出					
	経常費	2,630,000	2,238,283	85.11%	
	施設費	250,000	127,930	51.17%	※会議室使用料（幹事会、選挙委員会、総会等、各期幹事会）
	通信費	640,000	483,722	75.58%	※FAX一斉送信費用（1回あたり約16,000円 1枚24円）、ドロップボックスライセンス料、ZOOM利用料、FAX個別送信費用（1枚10円）
	嘱託報酬	1,540,000	1,430,000	92.86%	※月額110,000円。引継2カ月間は新旧嘱託2名へ支払い
	事務費	150,000	176,061	117.37%	※コピー代等
	その他支払手数料	50,000	20,570	41.14%	※振込手数料等
	政策委員会	560,000	340,064	60.73%	
	意見交換会費用	60,000	0	0.00%	※年2回実施 通信費、講師謝礼交通費、施設費
	政策シンポ実施費用	500,000	340,064	68.01%	※年2回実施 通信費、講師謝礼交通費、施設費、反訳費用（前年度担当者立替費用未精算支払（16万円）を含む）
	広報委員会	2,130,000	959,207	45.03%	
	会報（春号・秋号）	1,700,000	798,230	46.95%	※秋号春号とも基本的に電子ブック
	ホームページ・サーバーレンタル費	30,000	0	0.00%	
	ホームページ改修等費用	100,000	44,138	44.14%	ページ更新料等
	取材費用	300,000	116,839	38.95%	
	研修委員会	600,000	368,031	61.34%	
	研修費用	600,000	368,031	61.34%	研修5回、映画上映会（講師謝礼、会場費用、上映料金等）を予定
	親睦委員会	1,774,900	1,116,279	62.89%	
	親睦費	1,774,900	1,116,279	62.89%	
	若手会	900,000	900,000	100.00%	
	若手会補助金	900,000	900,000	100.00%	※選切り、独自会計。
	担任制補助金	0	0	0.00%	
	若手会員活動活性化費	6,900,000	5,542,280	80.32%	
	新人歓迎旅行補助金	6,600,000	5,518,280	83.61%	新人歓迎旅行は、2回開催予定。
	企画参加促進費	300,000	24,000	8.00%	※2022年度新設。企画参加促進費は年30万円を上限。
	その他	3,012,000	1,403,450	46.60%	
	弁護士会等行事参加促進費	250,000	0	0.00%	※2018年度新設
	選挙予納金	700,000	660,000	94.29%	
	慶弔費	250,000	40,000	16.00%	※慶弔規則による（香典、独立祝い等）
	登録40周年記念品	70,000	65,450	93.50%	※慶弔規則による（2022年度34期7名）。1人10000円。
	委員会活動運営補助費・活性化費	1,242,000	405,000	32.61%	※2022年度新設。3000円×各委員会人数×6（政策10、広報24、研修12、親睦15。本年度は新人委員増加見込み8名分を追加）親睦:114,000円 広報:192,000円 研修:81,000円 政策:18,000円
	懇親費	300,000	221,000	73.67%	役員懇労会（3期分）の補助等。
	その他	200,000	12,000	6.00%	2022.12月総会後懇親会参加費不足分
	支出計	18,506,900	12,867,594	69.53%	
	2023.3.23時点収支差額		2,779,468		
	2021年度からの繰越金		24,102,817	-	※ただし、4月7日に春秋春号関連支出639,387円を2021年度会計にて支出の結果、繰越金残高は、23,463,430円（2022.4.7最終残高）
			26,242,898	-	※2023.3.23時点（上記23,463,430円と2023.3.23時点収支差額2,779,468円の合計額に合致。）

春秋会会務関係費用の支出に関するガイドライン

2022年7月19日制定

2023年3月14日改正

このガイドラインは、春秋会（以下「本会」）の活動等への積極的参加を促進するため、定める。

1. 弁護士会等行事参加促進費

本会は、幹事長の要請による弁護士会等行事への参加を促進するため、以下の弁護士会等行事参加促進費を対象とする会員へ直接支給することができる。

(1) 会議出席のための交通費及び宿泊費

ア、対象者

幹事長が特に必要と認めて行う要請により、日本弁護士連合会が主催する以下の会議・行事へ出席する会員

- ① 日本弁護士連合会総会
- ② 日本弁護士連合会代議員会
- ③ 上記①、②に準じる会議・行事として正副幹事長会が認めた会議・行事

イ、支給内容

- ① 交通費実費：但し、特急は普通指定席利用料金とする。
- ② 宿泊費実費：幹事長が日帰りが困難と認める場合に限り、1泊1万2000円を上限として支給する。

ウ 支給方法

対象会員は本会会計担当副幹事長へ必要事項を記載した申請書を領収書と共に提出し、支給を受ける。但し、日本弁護士連合会、大阪弁護士連合会にて清算を受けられない部分とする。

(2) 大阪弁護士会の行事参加のための会費

ア、対象者

幹事長が特に必要と認めて行う要請により、大阪弁護士会が主催する以下の会議・行事へ出席する会員

- ① 役員就任祝賀会
- ② 新年祝賀会
- ③ 上記①、②に準じる会議・行事として正副幹事長会が認めた行事

イ、支給額

参加費の全額または一部

ウ 支給方法

対象会員は本会会計担当副幹事長へ必要事項を記載した申請書を領収書と共に提出し、支給を受ける。

2. 若手会員活動活性化費

本会は、若手会員による本会活動への参加を促進するため、以下の若手会員活動活性化費を支出することができる。

ア、対象となる活動

春秋会の行事として開催される新人歓迎旅行、親睦行事・懇親会等の企画

イ 支給額

- ① 新人歓迎旅行につき、当会へ該当年度に新規登録した会員の旅行参加費全額
- ② 新人歓迎旅行につき、弁護士登録10年未満の会員 上限30,000円/人
- ③ 若手会開催以外の親睦行事・懇親会（以下、「春秋会行事」）につき、登録10年未満の会員 上限3,000円/人（以下、「企画参加促進費」）

ウ、支給方法

①、②につき、親睦委員長は本会会計担当副幹事長へ旅行会社発行の請求書および参加者名簿を提出し、支給を受ける。

③（企画参加促進費）につき該当行事を開催し、飲食店等への支払を行った委員長は本会会計担当副幹事長へ、以下の事項を記載した申請書を領収書と共に提出し、委員会のため、支給を受ける。

開催行事名、開催日、該当する参加者人数、氏名

エ 上限額

上記③（企画参加促進費）の年間上限額を300,000円とする。

3. 委員会等活性化費

本会は、委員会・正副幹事長会（以下「委員会等」という。）の活動活性化、委員長・幹事長等（以下「委員長等」という。）の負担軽減のため、以下の委員会等活性化費を、対象とする委員会等からの請求に基づき支給することができる。

ア、対象となる活動

- ① 委員長等の要請により、本会が主催・共催・後援する行事にて、司会等を務めることにより、一般会員参加者と比べて著しく運営の負担が重くなることで、行事参加費との均衡がとれないと認められる活動
- ② 委員会等の行事として開催される月次委員会・正副幹事長会後の食事会、月次委員会等とは別の日に開催される懇親会（以下「委員会等内懇親会」）への出席、春秋会行事・懇親会への主催委員会委員・正副幹事長としての出席
- ③ 年度を通じて委員会等に積極的に参加し、会務を担当しながら、委員会等懇

親会や春秋会行事への主催委員会委員・正副幹事長としての出席が業務や家庭の事情等により一度もできなかった委員・正副幹事長に対し、懇親会参加に代えて進呈される謝礼品

イ. 支給額

- ① につき当該行事参加費の全額または一部
- ② につき当該懇親会・行事1回当たりの参加委員数に3,000円を乗じた額
- ③ につき5,000円(年に一度)

ウ 支給方法

上記①から③につき、飲食店等への支払を行った委員長等は、本会会計担当副幹事長へ以下の事項を記載した申請書を領収書と共に提出し、支給を受ける。但し、若手会については、飲食店等への支払を行った若手会世話役から若手会会計担当副幹事長へ申請書および領収書を提出し、若手会会計から支給を受ける。

- ① につき、該当者名、補助金額
- ② につき、出席者数、出席者名
- ③ につき、贈呈対象者数、贈呈対象者名

エ 上限額

委員会等活性化費の予算計上額は、各委員会等が提出した5月31日時点の委員名簿に記載された委員数に3,000円及び6を乗じた額とする。

(例)

・年度中の委員会懇親会が1回(参加者10名)の場合:年間支給額総額30,000円

・年度中の委員会懇親会が12回の場合:委員長は、懇親会の都度、3,000円×参加者数の精算を受けることが出来るが、年間支給総額は委員会が提出した5月31日時点の委員名簿(実働委員に限る。)記載の委員数×3,000円×6を限度とする。

4. 担任制補助金

廃止する。

以上

本ガイドライン制定の理由

1 弁護士会等行事参加促進費

幹事長の要請により、日本弁護士連合会総会・代議員会、大阪弁護士会役員就任祝賀会、新年祝賀会等へ出席する会員に発生する実費は、当該会員ではなく、春秋会全体で負担すべきである。そこで、日本弁護士連合会、大阪弁護士会にて清算されない実費はガイドラインの範囲で補助を行う。

2 若手会員活動活性化費

春秋会行事への若手会員の負担を軽減し、参加を促すために、当該行事の参加費用につき、期による傾斜をつけるとしても、募集段階では、申込者の期、人数等の予測が困難であるうえ、出席人数によっては傾斜による解決が困難な場合がある。そもそも、若手会員の参加促進のための費用は、当該行事参加者のみではなく、春秋会全体で負担すべきである。そこで、ガイドラインの範囲で補助を行う。

3 委員会等活動運営補助費・活性化費

行事司会等参加費補助

親睦行事へ会務として出席し、司会等を務め、食事もままならない会員の参加費は当該会員自身や当該行事参加者のみで負担すべきものでもなく、春秋会全体で負担すべきである。そこで、ガイドラインで補助を行う。

委員会内等懇親会補助

月次の委員会等の開催後の食事会や、月次の委員会等は昼食時間等に開催する委員会等において月次の委員会等とは別日程で開催される委員会等主催の懇親会にて、春秋会全体のために会務を担当する委員等の慰労、親睦を図ることは春秋会活動の活性化のため望ましいが、若手委員の参加を促すための費用は委員長、幹事長他の者のみが年間を通じ過大に負担すべきではなく、春秋会全体で負担すべきである。そこで、ガイドラインの範囲で補助を行う。

春秋会行事への主催委員会委員補助

月次の委員会等を昼食時間等に開催する委員会においては、春秋会の行事として開催する親睦行事、懇親会にて、主催委員会委員等として出席する委員の慰労、親睦を図ることがある。若手委員の参加を促すために、当該行事の参加費用につき、期による傾斜をつけるとしても、募集段階では、申込者の期、人数等の予測が困難であるうえ、出席人数によっては傾斜による解決が困難な場合がある。委員会内等懇親会会費と同様、かかる費用は委員長、幹事長他の者のみが年間を通じ過大に負担すべきではなく、春秋会全体で負担すべきであ

るから、ガイドラインの範囲での補助を行う。

委員会内懇親会等への参加が困難な委員への謝礼品費用補助

年度を通じて委員会等に積極的に参加し、会務を担当しながら、業務や家庭の事情等により委員会等懇親会への出席が困難な委員に対する懇親会等参加に代えて行う慰労の費用は、委員長、幹事長他の者のみが負担すべきではなく、春秋会全体で負担すべきである。そこで、ガイドラインの範囲で補助を行う。

4 担任制補助金

新入会員について、先輩会員を担任とし、業務上の質問、悩みなどを行うことのできる場としての食事会等の費用を春秋会が補助する制度（平成 29 年度新設）は、利用実績（平成 31 年～令和 3 年度 0 円）、先輩会員の負担等を考慮し、廃止する。

以上